電気需給約款別紙（低圧）・供給条件（低圧） 新旧対照表

電力需給約款別紙（低圧）別紙 2 燃料費調整

項目 / 条項	改定後（新）	改定前（旧）	備考
1.燃料費調整額の算定 **(3) 燃料費調整単価の適用**	各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。 **【適用期間の表記変更（計量期間等）】** ・1/1～3/31 算定 → **その年の 6 月の料金に係る計量期間等** …（中略）… ・12/1～**翌年 2 月 28 日（閏年は 2 月 29 日）** 算定 → **翌年の 5 月の料金に係る計量期間等**	各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。 **【適用期間の表記（検針日ベース）】** ・1/1～3/31 算定 → **その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間** …（中略）… ・12/1～**翌年の 2 月末日** 算定 → **翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間**	適用期間表現の明確化（検針日ベースから「○月料金に係る計量期間等」へ変更）および閏年（2 月 29 日）の明記

項目 / 条項	改定後（新）	改定前（旧）	備考
4. 国の「電気・ガス料金支援」に伴う燃料費調整額の変更	1～3 項の定めにかかわらず、**令和 8 年 5 月 25 日**の内閣総理大臣記者会見において、電力使用量が増加する 7 月、8 月、9 月の 3 ヶ月について、電気・ガス料金支援を実施する旨の発言がありました。その発言に伴い、以下に（ア）指定する期間に限り、燃料費調整単価の算出方法を変更いたします。 **(ア) 適用期間** 適用期間は，**2026 年 7 月使用分～9 月使用分まで** **※7 月使用分とは、原則として、7 月中の検針日(計量日)から 8 月中の検針日(計量日)までの使用に係る分を指します。** **(イ) 料金** （ア）に定める適用期間における電気供給約款に定める電力量料金は、1～3 項により算出される単価から、**以下の通り金額を差し引くものといたします。** **＜特別措置の燃料費調整単価＞** **2026 年 7 月使用分および 9 月使用分 ３．５円/kWh** **2026 年 8 月使用分 ４．５円/kWh**	1～3 項の定めにかかわらず、**2025 年 4 月 22 日**の内閣総理大臣記者会見において、電力使用量が増加する 7 月、8 月、9 月の 3 ヶ月について、電気・ガス料金支援を実施する旨の発言がありました。その発言に伴い、以下に（ア）指定する期間に限り、燃料費調整単価の算出方法を変更いたします。 **(ア) 適用期間** 適用期間は，**2025 年 9 月の検針日から類する事業を含む全事業が終了するまで** **(イ) 料金** （ア）に定める適用期間における電気供給約款に定める電力量料金は、1～3 項により算出される単価から、**別表２による金額を差し引くものといたします。** **別表２** **特別措置の燃料費調整単価** **2025 年 9 月検針分 ２．４円/kWh** **2025 年 10 月検針分 ２．０円/kWh**	支援事業の対象年度・期間・値引き単価の更新（2025 年分→2026 年分）

供給条件（低圧）

項目 / 条項	改定後（新）	改定前（旧）	備考
5. 小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口	名称：久喜新電力株式会社（登録番号 A0941） 住所：埼玉県久喜市栗橋東 4 丁目 20-7 電話番号：**0480-50-9040** **電話受付時間：9:00～18:00**（土曜・日曜・祝日を除く） **窓口受付時間：9:00～18:00**（水曜・日曜を除く）	名称：久喜新電力株式会社（登録番号 A0941） 住所：埼玉県久喜市栗橋東 4 丁目 20-7 電話番号：０４８０－５０－９０４０ **営業時間：9:00～18:00**（水曜日を除く） （祝祭日、年末年始を除きます）	電話番号の全角から半角数値化、および「電話受付時間」と「対面窓口受付時間」の分離・定休日の明確化